

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年2月19日

福島地方法務局

登記官 志賀 富士夫

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第3800-2024-0031号	福島市大森字丑子内89番3